

(仮称) 草津市立プール整備・運営事業 実施方針に関する質問への回答

- ・ (仮称)草津市立プール整備・運営事業に係る実施方針に関して、令和元年7月18日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 質問への回答は、現時点での本市の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた実施方針の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和元年 8 月 3 0 日
草津市

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
1	2	第1	1	(6)	ウ	自由提案施設	「容易に解体・撤去できる構造」とありますが、解体・撤去しない可能性はあるのでしょうか。 解体・撤去しないのであれば、自由提案施設に対する所有権の取扱いはどうなるのでしょうか。	自由提案施設は、事業期間終了時に、事業者の負担において解体・撤去し、対象敷地を更地で市に返還していただきます。
2	2	第1	1	(6)	ウ	自由提案施設	プール棟とは別に設置する場合には「容易に解体・撤去できる構造」、プール棟内に設置する場合には「無償で市に移転」、とあり、事業終了後の取扱いが違う意図をご教示下さい。	本来、自由提案施設は事業終了時に解体・撤去していただくものと考えておりますが、自由提案施設をプール棟内に整備される場合は、事業終了時に解体・撤去できない可能性があることから、事業終了時の施設の健全性を保持するため、本施設の所有権移転と同時に、自由提案施設部分の所有権を市に移転することとしております。
3	2	第1	1	(6)	ウ	自由提案施設	自由提案施設について、原則としてプール棟とは別に整備することとなっておりますが、プール棟内に整備する場合についても記載があります。別棟かプール棟内かによって、積算条件が大きく異なります。提案側としましては入札公告時までには御市の方針をお示ししたく存じます。	自由提案施設の設置の有無について、事業者の任意で提案していただくこととしております。 設置される場合は、プール棟とは別に整備することを原則としておりますが、要求水準書(案)「第2-1-(2)-イ」に示す要件を満たした上で、形態等についても事業者の提案に委ねます。
4	2	第1	1	(6)	ウ	自由提案施設	自由提案施設について、プール棟内に整備する場合には御市に対して行政財産使用料等を納入する必要がありますでしょうか。	プール棟内に整備する場合には、草津市行政財産使用料徴収条例および同施行規則に基づき算定した使用料および必要経費を納付いただきます。なお、減免の適用については、提案内容によって判断させていただきます。
5	4	第1	1	(9)	ア	事業期間	開業準備期間の期間についてご教示いただけますようお願い致します。	本施設の供用開始日とする令和5年8月1日に間に合うよう事業者において適切な開業準備期間を設定してください。
6	4	第1	1	(9)		事業期間	整備・道路付替期限の令和5年7月末日を設定した根拠は、運営・維持管理期間の開始日が確定しているためでしょうか。それとも、各工事、道路移管手続き、用地取得手続き、開業準備期間などの各期間を積上げた結果でしょうか。できれば、貴市が想定している本事業全体の概略工程をご教示ください。	整備、道路付替期限の令和5年7月末日を設定した根拠については、令和5年8月1日を供用開始日としているためです。 現時点でお示しできる本事業全体の概略工程については、(仮称)草津市立プール整備基本計画の想定される事業スケジュール(PFI方式)を参照してください。
7	5	第1	1	(11)	ア	(ア) 整備業務の対価	「一括払いおよび割賦払い」とありますが、金額、割合、支払時期等の考えをお示ください。	支払方法および支払時期の詳細等については、入札公告時に示します。
8	5	第1	1	(11)	ア	(ア) 整備業務の対価	割賦払い金額の計算に使用する基準金利は何を採用される予定でしょうか。また提案時に使用する基準金利の値を何らかの形で公表等をお願い致します。	現時点では、東京スワップレファレンスレート(TSR)6ヶ月LIBOR ベース15年物(円/円)(午前10時時点としてTelerate17143 ページに掲載されているもの)の採用を予定しております。 詳細については、入札公告時に示します。
9	6	第1	1	(11)	ア	(カ) 道路付替業務の対価	「一括払いおよび割賦払い」とありますが、金額、割合、支払時期等の考えをお示ください。	支払方法および支払時期の詳細等については、入札公告時に示します。
10	6	第1	1	(11)	ア	(カ) 道路付替業務の対価	(カ)道路付替業務の対価について、一括払いと割賦払いの配分及び割賦払いはどの程度の期間を想定されているかをご教示下さい。	No.9の回答を参照してください。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
11	6	第1	1	(11)	ア	(カ) 道路付替業務の対価	割賦払い金額の計算に使用する基準金利は何を採用される予定でしょうか。また提案時に使用する基準金利の値を何らかの形で公表等をお願い致します。	No.8の回答を参照してください。
12	6	第1	1	(11)	イ	(ア) 利用者から得る収入	(ア)「第1期運営・維持管理期間においては利用料金を市の収入とし」との記載ですが、第1期運営・維持管理期間は指定管理者として市から管理料が入るとの理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	御理解のとおりです。
13	6	第1	1	(11)	イ	(イ)(ウ) 利用者から得る収入	(イ)受講料・物販等収入及び(ウ)自由提案事業により得られる収入に関して、(ア)利用者から得る利用料金収入とは違い、運営・維持管理期間における第1期・第2期の区別がありませんが、第1期においても(イ)(ウ)による収入を得るための事業を行うことができるのでしょうか。その場合(イ)(ウ)の収入は事業者には帰属するのでしょうか。	御理解のとおりです。
14	6	第1	1	(11)	ウ	(ア) その他収入	「事業者が、本事業の目的に適合する範囲で市の事前の承諾を得て実施する業務により得られる広告収入等の収入」を得る場合、事業者からの提案を除き貴市への支払いは発生するのでしょうか。	広告収入等の収入を事業者が得る場合、事業者からの提案を除き、本市への支払いは発生しません。
15	6	第1	1	(11)	ウ	(ア) その他収入	「事業者が、本事業の目的に適合する範囲で市の事前の承諾を得て実施する業務により得られる広告収入等の収入を得る」場合、事業者の提案に基づき事業期間を定められるという理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理期間内であれば広告等の掲示期間を事業者の提案により定めることは可能です。ただし、国スポ、障スポ、スポンサー大会等の期間中は、主催者等の意向により掲示できない可能性があることに留意してください。
16	6	第1	1	(12)	イ	ネーミングライツによる収入	ネーミングライツに伴う内外部のサイン設置の提案がある場合には、市から事業者へ工事が発注されるのでしょうか。ご教示下さい。	サイン等の設置工事費については、命名権者が負担します。
17	8	第2	1	(2)		選定の方法	入札者が1者となった場合にも落札者として特定されると理解してよろしいでしょうか。	応札された1者が落札者の基準を満たしていれば、落札者として特定されます。
18	8	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	入札予定価格については、令和元年11月の「入札公告および入札説明書等の公表」時に公表されるという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
19	8	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	「落札者の決定・公表」から「仮契約の締結」までの期間が1か月程と短くSPCの定款認証、資本金振込、設立登記等を考えますとスケジュール的に厳しいものとなっています。落札者決定の前倒し又は仮契約の締結期限の延長により準備期間を1か月半から2か月程度の期間をご準備いただければ幸いです。	事業者の募集・選定スケジュールについては、原案のとおりとします。
20	10	第2	2	(2)	サ	落札者の決定・公表	落札者の決定に至る「市による総合的な評価」の基準をご教示ください。現時点で想定される大枠の評価方法でも結構です。	(仮称)草津市立プール整備・運営PFI事業者等選定委員会における審査結果を踏まえ、市が最終的な落札者を決定します。なお、落札者決定基準については、入札公告時に示します。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
21	11	第2	3	(1)		入札参加者が備えるべき資格	本年2月に開催された市場調査では、入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けて欲しいとの声が多かったようですが、今回の実施方針には、その点についての記載がございませんでした。改めて、この事に関する貴市の見解をお示しください(入札公告時ではコンソーシアム組成の都合上遅いため、今回の回答でお願いいたします。)	入札公告前に、本事業への参加に係る入札参加資格申請の機会を設ける予定です。 詳細については、市ホームページにてお示しする予定です。
22	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	本年2月のサウンディングで「入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けてほしい」という声が多かったと思いますが、これからこの件の入札に係る参加資格申請の受付をいただけるのでしょうか。ご対応についてお示しいただけますようお願い致します。	No.21の回答を参照してください。
23	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	平成31年2月実施のサウンディングにおいて参加した民間事業者より「入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けてほしい」との要望が多かったと理解しております。 広く民間事業者の事業参加を促し、より良い提案を受けるために本件の入札に係る参加資格申請の受付を実施いただけるとの理解で宜しいでしょうか。 また、社内決裁やコンソーシアム組成を含め本事業への参画検討のため、早い時期での公表が望ましいと思われまます。実施方針に関する質問への回答いただく段階で、ご対応方針についてお示しいただけますようお願い致します。	No.21の回答を参照してください。
24	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	入札参加者の参加要件(業務別)において、市の「競争入札参加資格者名簿に登録している者」とあるが、今後も入札参加資格の受付をして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No.21の回答を参照してください。
25	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	本年2月実施のサウンディングで「入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けてほしい」との声が多かったと認識しておりますが、今後、本件入札に係る参加資格申請の受付をいただけるとの理解で宜しいでしょうか。なお、コンソーシアム組成を含め本事業への参画検討のため、実施方針に関する質問への回答いただく段階で、ご対応方針についてお示しいただけますようお願い致します。	No.21の回答を参照してください。
26	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	今年2月頃に行われたサウンディングで、入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けてほしいとの意見が多かったように聞いていますが、今後本件入札に係る参加資格の受付をしていただけるのでしょうか。	No.21の回答を参照してください。
27	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件(業務別)	今年2月のサウンディング型市場調査の意見で「入札公告後に入札参加資格申請の機会を設けてほしい」との声が多かったと認識しています。今後本事業の入札に係る参加資格申請の受付が可能となるとの理解でよろしいでしょうか。また、コンソーシアム組成を含め、本事業への参画検討で、実施方針に関する質問への回答をする段階で、対応についてご教示ください。	No.21の回答を参照してください。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
28	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (業務別)	今年2月に実施されたサウンディング型市場調査の公表結果で「入札公告後に本事業のみを対象とした入札参加資格申請を受ける機会を希望する声が多くありました。」と拝見いたしました。今後、本事業のみの特例としてでも参加資格申請の受付をいただけるとの理解で宜しいでしょうか。本事業への参画検討を考慮した場合可能な限り早期のご回答をいただきたく、今回の質問回答の段階で、方針をお示しいただけますようお願いいたします。	No.21の回答を参照してください。
29	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (業務別)	御市ホームページに公表されておりますサウンディング型市場調査の結果の概要で「入札公告後に本事業のみを対象とした入札参加資格申請の機会を希望する声が多くありました」とありますが、今後、本件入札に係る参加資格申請の機会を設けていただけるとの認識でよろしいでしょうか。なお、コンソーシアム組成や本事業への参画検討のため、実施方針に関する質問への回答いただく段階で方針についてお示しいただきたく存じます。	No.21の回答を参照してください。
30	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (業種別)	御市の入札参加資格者名簿に登録されていない企業(維持管理企業等)については、H32年度・H33年度に追加登録をご対応頂けるものと理解してよろしいでしょうか。ご教示下さい。	No.21の回答を参照してください。
31	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (業務別)	SPCに出資をせず、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」とありますが、SPCから構成員を通じて再受託する者も「協力企業」とすることは可能でしょうか。	SPCから構成員を通じて再受託する者は「協力企業」とすることはできません。「その他企業」を除き、あくまでもSPCから直接業務を受託する企業を「協力企業」としております。
32	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (業務別)	設計、工事監理、建設、道路付替、運営、維持管理に当たらない企業(ファイナンシャルアドバイザー等)として本件参加する企業は、入札参加者の参加資格要件(共通)を満たせばいいという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
33	12	第2	3	(1)	ウ	入札参加者の参加資格要件 (業務別)	(ア)設計～(カ)維持管理に該当しない業務(統括管理、FA業務等)をSPCから直接受託する者の参加資格要件についてご教示ください。	(ア)設計～(カ)維持管理に該当しない業務をSPCから直接受託する者は、入札参加者の参加資格要件(共通)を満たすこととします。
34	12	第2	3	(1)	ウ	(イ) 工事監理に 当たる者	道路付替業務の工事監理に当たる者の要件は、b(市が発注するコンサルタント業務等の名簿に登録)を満たしていることが条件となっていますが、その業種区分等については不問と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
35	13	第2	3	(1)	ウ	(ウ) 建設に 当たる者	a「建設業法」(昭和24年法律第100号)第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。とありますが、許可業種を問わず特定建設業の許可を有しているものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答	
36	13	第2	3	(1)	ウ	(ウ)	建設に 当たる者	b 平成31・32・33年度(2019・2020・2021年度)の市が発注する建設工事に関する競争入札参加資格者名簿に登録されている者であることとありますが、当社は競争入札参加資格者名簿の土木部門に登録していません。この条件で本事業建設工事の共同企業体のメンバーとして参加できますでしょうか。	他の参加資格要件を含め、貴社に該当すると考えられる要件を全て満たす場合は参加できます。
37	13	第2	3	(1)	ウ	(オ)	運営に 当たる者	「平成21年4月1日以降に25m以上の屋内公認プール施設について1年以上の運営実績を有していること」とありますが、屋内公認プールを公の施設の屋内プールとしていただけませんか。	本事業の基本方針に示すとおり、大規模大会の開催等を想定しており、屋内公認プールにおいて必要となる運営ノウハウを有する企業が望ましいと考えることから、屋内公認プールの運営実績を要件とする原案のとおりとします。
38	13	第2	3	(1)	ウ	(カ)	維持管理に 当たる者	「a 平成31、32年度(2019・2020年度)の市が発注するビルメンテナンス、保安警備等に関する競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること」とありますが、現在受付を行っていないようです。参加表明書の提出前に別途登録期間を設けていただけませんか。	No.21の回答を参照してください。
39	13	第2	3	(1)	ウ	(カ)	維持管理に 当たる者	「平成21年4月1日以降に25m以上の屋内公認プール施設について1年以上の維持管理実績を有していること」とありますが、屋内公認プールを公の施設の屋内プールとしていただけませんか。	原案のとおりとします。
40	15	第2	3	(3)	イ		SPC設立等 の要件	事業契約期間中に、構成員の出資比率を変更するケースを検討することもあるかと考えております。ご提示いただいた要件を満たす範囲で、貴市の事前の書面による承諾がいただける場合には、事業契約期間中に、構成員による出資比率を変更することは、可能であると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
41	17	第2	4	(2)	エ		落札者を選定しない 場合	入札者が1者となった場合が「…縮減が見込めない等」に該当しないと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
42	21	第4	1				立地条件	用途地域の都市計画変更、屋外広告物規制地域の変更、条例(建蔽率)改正スケジュールをご教示ください。	用途地域および屋外広告物規制地域の変更については、令和元年度中に変更予定です。 都市公園条例の改正(建蔽率)は、実施方針「第8-1議会の議決」のとおり、令和元年10月議会に議案を提出予定です。
43	21	第4	1				立地条件	※1、※2の「手続きを進める予定」となっていますが、現時点でわかるスケジュールをお示し頂けますようお願い致します。	スケジュールに関して、市において、事業の進捗に影響が無いよう、事業用地を所有・管理する滋賀県と調整を行います。
44	21	第4	1				立地条件	※1、※2に記載の県有地の用地取得の手続きについて、貴市が想定するスケジュールをご教授下さい。	No.43の回答を参照してください。
45	21	第4	1				立地条件	※1、※2にある県有地の用地取得の手続きについて、想定スケジュールをお示しいただけませんか。	No.43の回答を参照してください。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
46	21	第4	1			立地条件	※1、※2にある県有地の用地取得の手続きについて、想定スケジュールをお示しいただきたく存じます。	No.43の回答を参照してください。
47	21	第4	1			立地条件	※1、※2にある県有地の用地取得の手続きの想定されているスケジュールをご教示ください。	No.43の回答を参照してください。
48	21	第4	1			立地条件	整備計画において、※1.※2にて道路付替え後県有地の取得の手続きを進めるとのことでありますが、想定されているスケジュールをお教示ください。	No.43の回答を参照してください。
49	21	第4	1			立地条件	※1、※2に記載されております「県有地の用地取得の手続きを進める予定」について、想定スケジュールをお示しいただけますでしょうか	No.43の回答を参照してください。
50	21	第4	1			立地条件	県有地取得時期およびその手続き期間の目安をご教示ください。※県有地の取得が完了しないと、計画地が確定(面積確定含む)しないと思われます。用地取得の遅れは、後のプール整備工程に大きな影響が出ますので、貴市が想定しているスケジュール感をお伺いします。	No.43の回答を参照してください。
51	21	第4	1			立地条件	※1、※2、※3、※4、※5印の変更手続き時期、スケジュールについてお示し願います。	※1、※2については、No.43の回答を参照してください。 ※3、※4、※5については、No.42の回答を参照してください。
52	21	第4	1			用途地域・その他	都市計画変更や条例改正(建蔽率を変更)の手続きを進める予定とありますが、確認申請提出前には確定しているということでしょうか。手続きのスケジュールをご教示ください。また、「予定」となっておりますが、手続き内容が変わる可能性があるのでしょうか。	前段について、手続きのスケジュールについては、No.42の回答を参照してください。 後段について、手続き内容については、今後変更する場合は市ホームページにて速やかにお知らせします。
53	21	第4	1			用途地域	近隣商業への用途地域変更に区域Bは含まれないのでしょうか。	区域Bは用途地域変更の区域に含まれておりません。
54	21	第4	1			屋外広告物	区域Bと区域Cは屋外広告物禁止区域とのことでありますが、区域Aおよび区域Dへの影響をご教示ください。 ※敷地の一部に禁止区域が含まれることで、計画への影響を懸念しています。	屋外広告物条例の基準は、物件ごとに適用します。具体的には、禁止地域の区域内に設置する広告物には禁止地域の基準を、第3種許可地域に設置する広告物には第3種許可地域の基準を適用します。 また、1つの広告物が2以上の規制地域をまたぐ場合は、より厳しい基準を適用します。
55	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込兼用屋内25mプールと飛込プールと屋内25mプールをそれぞれ単独で整備することも可とする。となっておりますが、どちらかの方針がないと設計・費用も当然ですがわれわれの運営計画も大きく変わってまいります。どちらで行うか方針をはっきりとお示し頂きますようお願い致します。	平成30年11月に施設整備の方向性を定めた「(仮称)草津市立プール整備基本計画」では、屋内50mプールおよび飛込兼用屋内25mプールの整備としております。一方、当該基本計画を策定するに当たって募集したパブリックコメントにおいて、飛込プールと屋内25mプールをそれぞれ単独で整備する提案があり、民間のノウハウ等の発揮を期待するPFI事業として実施するに当たり、事業者からの提案の余地を残したものです。現時点における市の方針としては、国内基準飛込みプール以上、公称25m国内基準競泳プール以上を整備することを要求水準としており、プールの形態については事業者の提案に委ねます。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
56	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールの整備については、兼用とするかそれぞれ単独で整備するかは事業者側の提案とされています。本事業においてプールの整備方針は事業の根底となる部分にあたるため、貴市にて整備方針をお示しいただけますようお願い申し上げます。現状の案では事業検討に際し、複数プランを検討する必要が生じるため、時間や提案経費などの面から考えた場合、事業者側に大きな負担となり事業参画を検討する条件が高くなってしまいます。貴市にて可能な限り早期(入札公告前を目途)に方針をお示しいただけますようお願い致します。	No.55の回答を参照してください。
57	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込プールと25mの整備に関し、兼用または各々単独整備の判断は事業者側の提案とされています。しかし、本件プール整備事業において、プールというのは整備の骨格でありますから、その骨格の要求水準が統一されないことには大変な違和感があります。ダブルスタンダードの要求水準では応募する事業者のリスクも高く、事業検討も2つのパターンで行わざるを得ないことから提案経費も嵩みます。発注者となる貴市のプールの施設構成を入札公告までには、絞り込み頂けますでしょうか。	No.55の回答を参照してください。
58	22	第4	2	(1)		施設構成	本事業においてプールの整備方針は事業の骨格であるため、飛込みプールと25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するかは判断については、貴市にて方針をお示しいただけますでしょうか。	No.55の回答を参照してください。
59	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するかは判断が事業者側の提案とされていますが、本事業においてプールの整備方針は事業の骨格であるため、貴市にて方針をお示しいただけないでしょうか。ご検討の程、宜しく願い申し上げます。原案では事業検討に際し、時間・提案経費ともに事業者側に大きな負担となり事業参画検討のハードルが高くなってしまいます。入札公告時迄(可能な限り早期)に貴市の方針をお示しいただけますようお願い致します。	No.55の回答を参照してください。
60	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するかは判断が事業者側の提案とされていますが、入札金額の積算条件が大きく異なります。提案審査、価格審査方法についてご教示ください。なお、提案側としては入札公告時迄の貴市による方針を定めて公表いただきたく存じます。	No.55の回答を参照してください。
61	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプール・25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するかは事業者側の提案とされていますが、本事業においてプールの整備方針は事業の骨格であるため、御市にて方針をお示しいただきたく存じます。原案では時間・提案経費ともに事業者側に大きな負担となり、事業参画検討のハードルが高くなってしまいます。入札公告時までの可能な限り早い時期に御市の方針をお示しいただきたく存じます。	No.55の回答を参照してください。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
62	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備するか の判断が事業者側の提案に委ねることとなっていますが、本事業でプー ルの整備方針は事業の骨格であるため、草津市にて方針をお示しいた だけますようお願い申し上げます。原案では事業検討に際し、提案まで の時間や提案に要する経費など事業者側に大きな負担となり、事業参 画検討のハードルが高くなってしまいます。入札公告までの可能な限り早 期に草津市の方針をご教示ください。	No.55の回答を参照してください。
63	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込兼用屋内25mプールにおいて、飛込プールと屋内プールと屋内25 mプールをそれぞれ単独で整備することも可とありますが、この件 については提案内容や建設及び運営の経費に大きな影響を及ぼすこと となり、検討段階においてもかなりの時間とリスクが伴うこととなります。 出来れば入札公告時までに市としての方針を示していただけませんか。	No.55の回答を参照してください。
64	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込プールと25mプールについて、「それぞれ単独で整備することも可」 と記載されており、兼用か単独かの判断は事業者側の提案とされていま す。しかしながら、本事業においてプールの整備方針は事業の核となる 部分ですので、貴市にてお示しいただけますようお願いいたします。 原案では事業検討に際し事業者側に大きな負担となり、事業参画検討 のハードルが高くなると思われます。可能な限り早期に貴市の方針をお 示しいただけますでしょうか。	No.55の回答を参照してください。
65	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールの整備については、兼用とするかそれぞれ単 独で整備するかは事業者側の提案とされています。 その場合、整備方法により入札金額の積算条件が大きく異なりますの で、提案及び価格の審査方法や貴市の考え方についてご教示ください。 なお、事業者としては入札公告時迄に貴市の方針を定めて頂き、公表を お願い致します。	審査方法については、入札公告時に示します。
66	22	第4	2	(1)		施設構成	プールを2つ整備する事業者と3つ整備する事業者では建設費の積算 ベースが異なります。この点を踏まえて、現在想定されている価格審査 方法をご教示ください。	審査方法については、入札公告時に示します。
67	22	第4	2	(1)		施設構成	事業者の提案とされている25mプールと飛込プール(兼用か単独)にお いては、施設整備費に大きな差が考えられます。価格審査方法、 提案審査方法についてお示しください。	審査方法については、入札公告時に示します。
68	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプール・25mプールについて、兼用かそれぞれ単独で整備する か事業者側の提案とされていますが、入札金額の積算条件が大きく異 なります。提案審査、価格審査方法についてご教示ください。入札公告 時まで御市の方針をお示しいただきたく存じます。	審査方法については、入札公告時に示します。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
69	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込みプールと25mプールが、兼用かそれぞれ単独で整備するか判断が事業者側の提案に委ねるとされていますが、入札金額の積算条件が大きく異なるため、提案審査、価格審査方法についてご教示ください。 なお、事業者側としては、入札公告までの草津市による方針を決定いただき、公表いただきたいと思います。	審査方法については、入札公告時に示します。
70	22	第4	2	(1)		施設構成	飛込プールと25mプールの整備方針について、兼用かそれぞれ単独で整備するかは事業者側の提案とされていますが、入札金額の積算条件に大きな差が生じます。提案審査、価格審査方法についてご教示いただけますでしょうか。 可能な限り早期に貴市による方針を定めて公表いただきたく、宜しくお願い申し上げます。	審査方法については、入札公告時に示します。
71	22	第4	2	(1)		施設構成	施設構成、プール施設、屋内50mプール(可動床・可動壁を整備すること。)とありますが、50m可動壁は垂直に動かすタイプでしょうか？それとも水平に動かすタイプでしょうか？何か指定があるのでしょうか？ご教示願います。	水平移動式ではなく、垂直移動式としてください。
72	22	第4	2	(1)		施設構成	施設構成、プール施設、屋内50mプール(可動床・可動壁を整備すること。)とありますが、可動床は可動壁部分を考慮し4面とするのでしょうか？それとも2面でよろしいでしょうか？ご教示願います。	可動壁部分を含めて3面以上としてください。
73	22	第4	2	(1)		施設構成	施設構成、プール施設、飛込兼用屋内25mプール(可動床を整備すること。)とありますが、飛込みプールと25mプールを分けた場合、飛込みプール、25mプールそれぞれに可動床を付けるのでしょうか。ご教示願います。	飛込プールと屋内25mプールを分ける場合、可動床の設置については事業者の提案に委ねます。
74	22	第4	2	(1)		施設構成	施設構成、プール施設、飛込兼用屋内25mプール(可動床を整備すること。)とありますが、飛込みプールと25mプールを分けた場合、25mプールの水深及びレーン数の希望はあるのでしょうか。ご教示願います。※水深1.0mで、公称25m国内基準競泳プールの取得が可能な為	要求水準書(案)「第2-2-(3)-イ-2)」において、飛込兼用としない場合の屋内25mプールは、「スタート台とターンボード(取り外し式)を設置すること。」としております。 公認プール施設要領(日本水泳連盟)において、6レーン以上とし、スタート台使用の場合は、端壁前方6mまでの水深は1.35m以上とすることが示されていることを踏まえた上で、水深およびレーン数については事業者の提案に委ねます。
75	22	第4	2	(1)		施設構成	延床面積13,500㎡程度について、上限・下限値があればご教示ください。	13,500㎡を目安とし、全ての要求水準を満足した上で、事業者の提案に委ねます。
76	22	第4	2	(1)		施設構成	整備施設内に整備できる本施設の建築面積は8,500㎡とありますが、身障者駐車場屋根や歩廊屋根等も含めた別棟部分の建築面積も含まれるのでしょうか。	御理解のとおりです。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答	
77	22	第4	2	(2)		プールの公認取得	プールは「プール公認規則」に従い次の公認を取得する事とありますが、50m公認プールを可動壁により25m公認プールにするが、1面のみでよろしいでしょうか、それとも2面共公認取得が必要でしょうか。ご教示願います。	2面とも公認を取得してください。	
78	24	第6	4	(1)		金融機関による報告	(1)について、金融機関から市への報告義務の記載がありますが、事業者が提携する金融機関がその義務を履行しないとの判断を行った場合に、事業者への罰則があるのでしょうか。ご教示下さい。	事業者への罰則はありません。	
79	26	別紙1	リスク分担表(案)			共通	契約締結	「議会の事由により契約が結べない」場合、負担者は市、事業者双方で分担となっておりますが、議会の承認が得られない事由が事業者の責任でない場合は、貴市のリスクになるという認識でよろしいでしょうか。	議会の事由により契約が結べない場合のリスクは、市、事業者いずれの責任でもない場合を想定しますので、市と事業者それぞれが負担することとします。
80	26	別紙1	リスク分担表(案)			共通	契約締結	契約締結のリスクに「市の事由」「議会の事由」の記載がありますがどのように違うのでしょうか。議会の事由については市と事業者各々負担とされていますが、具体的に想定されている内容をお示しいただけますでしょうか。	「市の事由」としては、例えば市の政策変更等を想定し、「議会の事由」としては、例えば契約締結に係る議決が得られない場合等を想定しております。
81	26	別紙1	リスク分担表(案)			共通	用地確保	用地確保リスクには、県所有地の取得に伴う全リスク(ex.取得の遅延等)も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
82	26	別紙1	リスク分担表(案)			共通	周辺住民あるいは施設利用者への対応	本事業の実施そのものに関する反対等への対応は貴市にてご対応との認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
83	26	別紙1	リスク分担表(案)			共通	周辺住民あるいは施設利用者への対応	「本事業の業務の実施内容に対する周辺住民あるいは施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応」に関して、業務の実施内容については事業者にてリスク負担することで理解いたしました。本事業それ自体に対する反対、訴訟、要望等については、「上記以外のもの」として貴市にてリスク負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
84	26	別紙1	リスク分担表(案)			共通	周辺住民あるいは施設利用者への対応	周辺住民の反対リスクは業務の実施内容に限定されていますが、本計画自体に反対意見や要望は無いと考えてよろしいでしょうか	御理解のとおりです。
85	26	別紙1	リスク分担表(案)			共通	周辺住民あるいは施設利用者への対応	周辺住民への対応において、工事期間中又は運営期間中の周辺住民からの反対・要望には事業者が対応しますが、PFI事業そのものあるいは現在のサッカー場が無くなることについての反対リスクは市が負担すると考えています。その理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	御理解のとおりです。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
86	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	周辺住民あるいは施設利用者への対応 「周辺住民あるいは施設利用者への対応」について、業務の実施内容に対するクレーム対応が「事業者」とされていますが、県及び市の企画する事業や、協議を経て行っている事業については、その対応は市も連帯して行っていただけたらと考えてよろしいでしょうか	御理解のとおりです。
87	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	周辺住民あるいは施設利用者への対応 周辺住民或いは施設利用者への対応で負担者が市となっている項目で事業者のリスク内容以外のものとは、例えばどのようなものか、ご教示下さい。	例えば、事業そのものに対する周辺住民からの反対、訴訟、要望への対応です。
88	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	法令等変更 法令等変更について、市が負担者となっている「本事業に直接関係する法令」と、事業者が負担者となっている「上記以外の法令」とは、具体的に何を指すのかご教示いただけますでしょうか。	市が負担者となる法令は、本事業特有の事項に適用される法令を指し、事業者が負担者となっている法令は、最低賃金の変更等、プールの整備・運営事業を行う者に一般的に適用される法令を指します。
89	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	法令等変更 法令等変更で負担者が事業者となっている項目で市のリスク以外の法令(税制度を除く)の新設・変更に関するものとは、例えばどのようなものか、ご教示下さい。	No.88の回答を参照してください。
90	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	税制度変更 「税制度変更」について、消費税法以外の変更についても、予定事業費が大幅に変わってしまうような大幅な変更があった場合は、ご協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	税制度の変更については、消費税に関する変更に係るリスクは市の負担とし、それ以外の税制度変更に係るリスクは事業者の負担とします。
91	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	書類の誤り 「市が責任を持つべき書類」とはどのようなものを想定しておりますでしょうか。ご教示下さい	公表資料等を想定しております。
92	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	第三者賠償 第三者損害の賠償について、事業者が善管注意義務を果たしていても避けることのできない事由によるものについては、「事業者の責めに帰すべき事由による第三者への損害によるもの」にはあたらない、と考えてよろしいでしょうか。 この場合、貴市にてご負担いただけるのか、貴市と事業者で負担について協議となるのか、ご教示いただけますでしょうか。	事業者が善管注意義務を果たしていても避けることのできない事由によるものについては、リスクの種類における「不可抗力」の内容に該当することから、市、事業者双方で負担することになります。
93	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	債務不履行 事業契約の債務不履行について、貴市と事業者のいずれにも帰責性の無い事由によるものについては、「第63当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合」と同様に、貴市・事業者間で、負担について協議となると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
94	26	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通	要求水準未達リスク 要求水準未達リスクが、全て事業者負担とされておりますが、要求水準未達となった事由が貴市と事業者のどちらに帰責性があるのかに基づき、貴市負担と事業者負担とにリスク分担協議する必要があると考えておりますが、ご協議いただけますでしょうか。	要求水準の未達について、市に帰責性がある場合は想定しておりません。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
95	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通 事故発生	整備・道路付替・運営・維持管理業務における事故発生リスクが、全て事業者負担とされておりますが、事故が発生した場合、その事由が貴市と事業者のどちらに帰責性があるのかに基づき、貴市負担と事業者負担とにリスク分担協議する必要があると考えておりますが、ご協議いただけますでしょうか。	本事業の業務内容に係る事故発生リスクは、全て事業者負担となります。
96	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通 地盤沈下	地盤沈下に伴う工事費や対策費の増大リスクについて、貴市と事業者のいずれにも帰責性の無い事由によるものについては、「第63当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合」と同様に、貴市・事業者間で、負担について協議となると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
97	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通 用地瑕疵	用地瑕疵において、貴市から提示される資料に敷地内の地中埋設物の調査資料はありますか。ご教示下さい。	敷地内の地中埋設物の調査資料はありません。
98	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通 用地瑕疵	「用地瑕疵」について、「予測できない用地の瑕疵」として、予期できない地中障害物、埋蔵文化財、汚染土などがその対象として考えられますが、その見解で間違いありませんでしょうか。	御理解のとおりです。
99	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・ 道路付替 段階 設計変更	7月5日公表の要求水準書(案)別紙4ボーリングデータが「提示条件」とすると、契約後事業者が実施するボーリング調査結果の合理的な判断により、計画を変更せざるを得ない場合、リスクは市にあると理解してよろしいでしょうか。	「別紙4 ボーリングデータ」は参考資料であり、事業者は設計、建設等の実施に当たり、事業者の負担において追加調査を行うこととなります。このため、要求水準書(案)「第2-1-(1)-エ」を「～配布する。なお、設計、建設等の実施に当たり、事業者の負担において追加調査を行うこと。」に修正します。
100	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・ 道路付替 段階 着工遅延	7月5日公表の要求水準書(案)別紙4ボーリングデータが「提示条件」とすると、契約後事業者が実施するボーリング調査結果の合理的な判断により、計画を変更せざるを得ない場合、リスクは市にあると理解してよろしいでしょうか。	No.99の回答を参照してください。
101	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・ 道路付替 段階 着工遅延 工事費増大	「着工遅延」「工事費増大」について、「市の指示、提示条件の不備・変更によるもの」でない場合で、事業者の責にあたらぬものである場合は、市にご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	実施方針「第6-3当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合」を準用します。
102	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・ 道路付替 段階 工事遅延	「工事遅延」について、「市の責」にも「事業者の責」にもあたらぬ、予測困難な事象による場合は、市にご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	No.101の回答を参照してください。
103	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・ 道路付替 段階 一般的損害	整備・道路付替段階における一般的損害リスクが、全て事業者負担とされておりますが、一般的損害が発生した場合、その事由が貴市と事業者のどちらに帰責性があるのかに基づき、貴市負担と事業者負担協議する必要があると考えておりますが、ご協議いただけますでしょうか。	整備、道路付替段階における一般的損害リスクは事業者の負担となります。
104	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			運営・ 維持管理 段階 光熱水費の 変動	※5 見直し方法の詳細もしくは想定や概略等についてお示しいただけないでしょうか。	入札公告時に示します。

■実施方針質問一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
105	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通 不可抗力	※2の「一定の金額」の水準感は事業契約に明記されるという理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	御理解のとおりです。
106	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通 不可抗力	※2 一定の金額以下は・・・、とありますが、「一定の金額」についてご教示いただけますようお願い致します。	入札公告時に示します。
107	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			共通 不可抗力	※2では、不可抗力について、一定の金額以下は事業者負担、それを超える場合は市負担ととなっておりますが、公共工事標準請負契約約款と同等の内容(請負代金額の100分の1を超える部分は市の負担)との理解で良いでしょうか。	入札公告時に示します。
108	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・ 道路付替 段階	※3 一定範囲を超える・・・、とありますが、「一定範囲」についてご教示いただけますようお願い致します。	入札公告時に示します。
109	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・ 道路付替 段階	※3の「一定の範囲を超える物価変動」の水準感は事業契約に明記されるという理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	入札公告時に示します。
110	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・ 道路付替 段階	「一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料を見直すことも含め検討している。」と記載があります。一定範囲を超える物価変動の規程をお示しいただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
111	28	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・ 道路付替 段階	※3では、整備・道路付替段階の物価変動について、一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料を見直すことを含め検討しているとのことですが、公共工事標準請負契約約款と同等の内容程度までを検討されているとの理解で良いでしょうか。	入札公告時に示します。
112	27	別紙1	リスク 分担表 (案)			整備・ 道路付替 段階	※3、※4 一定範囲を超える・・・、とありますが、「一定範囲」についてご教示いただけますようお願い致します。	入札公告時に示します。
113	28	別紙1	リスク 分担表 (案)				※2 一定の金額以下は事業者負担 ※3 一定範囲を超える物価変動 ※4 一定範囲を超える物価変動 上記の一定の金額及び一定の範囲を超えるとはどのような数字を想定しているか、ご教示下さい。	入札公告時に示します。
114	28	別紙1	リスク 分担表 (案)				不可抗力、物価変動の項目について、「一定の金額以下は事業者負担」とありますが、この金額は今後の「入札説明書」で率などをお示しいただけるのでしょうか。	入札公告時に示します。
115	32	添付 資料	事業 区域図				歩行者動線のプール整備計画地へ矢印位置は北西角にあります。事業者提案により位置の変更は可能でしょうか。	プール棟等の出入口の位置およびその数は事業者の提案に委ねます。ただし、事業区域は住宅地に隣接していることから、周辺への影響を最小限にとどめるよう、利用者動線等に配慮してください。 (要求水準書(案)「第2-2-(1)-ア」を参照してください)